

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（案）

目次

- 第1章 総則（第1条—第20条）
- 第2章 助産施設（第21条—第24条）
- 第3章 乳児院（第25条—第32条）
- 第4章 母子生活支援施設（第33条—第40条）
- 第5章 保育所（第41条—第48条）
- 第6章 児童厚生施設（第49条—第52条）
- 第7章 児童養護施設（第53条—第61条）
- 第8章 福祉型障害児入所施設（第62条—第69条）
- 第9章 医療型障害児入所施設（第70条—第72条）
- 第10章 福祉型児童発達支援センター（第73条—第76条）
- 第11章 医療型児童発達支援センター（第77条—第79条）
- 第12章 児童心理治療施設（第80条—第86条）
- 第13章 児童自立支援施設（第87条—第96条）
- 第14章 児童家庭支援センター（第97条—第99条）
- 第15章 雑則（第100条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第59条の4第1項の規定により適用される法第45条の規定に基づき、世田谷区（以下「区」という。）における児童福祉施設の設備及び運営に関する最低限度の基準（次条及び第4条において「最低基準」という。）を定めるものとする。

（目的）

第2条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者（以下「入所者」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに、かつ、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

（用語の意義）

第3条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(最低基準の向上)

第4条 区長は、最低基準を常に向上させるよう努めるとともに、その監督に属する児童福祉施設に対し、世田谷区児童福祉審議会（世田谷区児童福祉審議会条例（令和元年10月世田谷区条例第 号）第1条に規定する世田谷区児童福祉審議会をいう。）の意見を聴いた上で、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

3 最低基準を超えて設備を有し、又は運営する児童福祉施設は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第5条 児童福祉施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営内容を適切に説明するよう努めるとともに、当該運営内容について評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けるとともに、採光、換気その他の入所者の保健衛生及び入所者に対する危害防止に十分考慮した構造設備を設けなければならない。

(職員の一般的要件)

第6条 入所者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備えるとともに、児童福祉事業に熱意を有し、かつ、その理論及び実務について訓練を受けた者とする。

(職員の知識及び技能の向上等)

第7条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第8条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部と、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員とを兼ねることができる。ただし、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所者への平等取扱原則)

第9条 児童福祉施設は、入所者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用負担によって、差別的な取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第10条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第11条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。）に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該児童等の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める行為をする等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第12条 児童福祉施設は、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、必要な医薬品その他の医療品を備え、その管理を適正に行わなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）は、入所者の希望等を勘案し、その清潔を保持することができるよう入浴させ、又は清しきしなければならない。

(食事)

第13条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第8条の規定により当該児童福祉施設の調理室を兼ねる他の社会福祉施設の調理室で調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設は、入所者に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、入所者の健全な発育に必要な栄養量を含む献立によらなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理する場合は、この限りでない。
- 4 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所者及び職員の健康診断)

第14条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。次項において同じ。）の長は、入所者に対する入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条、第13条及び第17条の規定に準じて行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する入所者に対する健康診断を行った医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は入所者の健康を記録する表に記録するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置の解除若しくは停止その他の必要な手続について、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
- 3 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、入所者の食事を調理する者について、特に注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第15条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金の支給を受けたときは、当該給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。

(規程)

第16条 児童福祉施設（保育所を除く。）は、入所者の援助に関する事項その他施設の管理に関する重要事項について、規程を設けなければならない。

- 2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておか

なければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、保育所の運営に関する重要事項

(帳簿の整備)

第17条 児童福祉施設は、職員、財産、収支及び入所者の処遇の状況を明らかにした帳簿を整備しなければならない。

(秘密保持等)

第18条 児童福祉施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 児童福祉施設は、入所者又はその保護者等からの援助に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の解決に当たって、当該施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、区、都道府県又は他の区市町村から、当該施設の行った援助に関し当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に関し、指導又は助言を受けた場合は、

当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第20条 児童福祉施設は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を策定し、不断の注意を払い、訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、規則で定めるところにより行わなければならない。

第2章 助産施設

（種類）

第21条 助産施設は、第一種助産施設（病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）であるものをいう。以下同じ。）及び第二種助産施設（同法第2条に規定する助産所であるものをいう。以下同じ。）とする。

（入所させる妊産婦）

第22条 助産施設は、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のある場合に限り、その他の妊産婦を入所させることができる。

（第二種助産施設の職員）

第23条 第二種助産施設は、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

- 2 第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

（第二種助産施設と異常分べん）

第24条 第二種助産施設に入所した妊婦が産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのある場合は、第二種助産施設の長は、速やかに当該妊婦を第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させ、又は入院させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要する場合は、この限りでない。

第3章 乳児院

(設備の基準)

第25条 乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）10人以上を入所させる乳児院にあつては寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を、乳幼児10人未満を入所させる乳児院にあつては乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第26条 乳児院（乳幼児10人以上を入所させる乳児院に限る。）は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第6号の調理員を置かないことができる。

- (1) 医師又は嘱託医（小児科の診療に相当の経験を有する者に限る。）
- (2) 看護師
- (3) 個別対応職員
- (4) 家庭支援専門相談員
- (5) 栄養士
- (6) 調理員

2 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院に限る。）は、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 嘱託医
- (2) 看護師
- (3) 家庭支援専門相談員
- (4) 調理員又はこれに代わる者

3 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

4 乳児院は、心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者に心理療法を行う場合（当該乳幼児又はその保護者の合計数が10人以上である場合に限る。）は、心理療法担当職員を置かなければならない。

5 心理療法担当職員は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に

規定する大学をいう。以下同じ。) (短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、乳児院の職員は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(乳児院の長の資格等)

第27条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師(小児保健に関して学識経験を有する者に限る。)

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 乳児院の職員として3年以上勤務した者

(4) 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの

2 乳児院の長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。

(養育等)

第28条 乳児院における養育は、規則で定めるところにより、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、人格の形成に資するものでなければならない。

2 乳児院は、入所している乳幼児の家庭環境の調整に当たっては、当該乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

(乳児の観察)

第29条 乳児院(乳幼児10人以上を入所させる乳児院に限る。)においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、当該乳児を観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

(自立支援計画の策定)

第30条 乳児院の長は、第28条に規定する目的を達成するため、入所している個々の乳幼児について、当該乳幼児及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援

するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第31条 乳児院は、法第37条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関等との連携)

第32条 乳児院の長は、入所している乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、区市町村保健センターその他の関係機関等と連携を図らなければならない。

第4章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第33条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 母子室、相談室及び集会、学習等を行う室を設けること。
- (2) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設は、付近の保育所又は児童厚生施設が利用できない等の理由により必要がある場合は、保育所の設備に準ずる設備を設けること。
- (3) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設にあつては静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設にあつては医務室及び静養室を設けること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第34条 母子生活支援施設は、次に掲げる職員を置かななければならない。

- (1) 母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）
- (2) 嘱託医
- (3) 少年を指導する職員
- (4) 調理員又はこれに代わる者

2 母子生活支援施設は、心理療法を行う必要があると認められる母子に心理療法を行う場合（当該母子の合計数が10人以上である場合に限る。）は、心理療法担当職員を置かななければならない。この場合において、心理療法担当職員の資格につい

ては、第26条第5項の規定を準用する。

3 母子生活支援施設は、配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合は、個別対応職員を置かなければならない。

4 母子支援員及び少年を指導する職員の員数については、規則で定める基準を満たさなければならない。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第35条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則に定める基準を満たすもの

2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。

(母子支援員の資格)

第36条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第50条第2項第1号及び第56条第1号において同じ。）
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (5) 高等学校（学校教育法第1条に規定する高等学校をいう。以下同じ。）若しくは中等教育学校（同条に規定する中等教育学校をいう。以下同じ。）を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれ

に相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
(生活支援)

第37条 母子生活支援施設における生活支援は、母子ともに入所する施設の特性を生かしつつ、入所中の母子の自立の促進を目的とし、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、当該母子の家庭生活及び就業の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整その他の支援により行わなければならない。

(自立支援計画の策定及び業務の質の評価等)

第38条 母子生活支援施設における自立支援計画の策定及び業務の質の評価等については、第30条及び第31条の規定を準用する。この場合において、第30条中「第28条」とあるのは「第37条」と、「乳幼児」とあるのは「母子」と、第31条中「第37条」とあるのは「第38条」と読み替えるものとする。

(保育所に準ずる設備)

第39条 第33条第2号の規定により、母子生活支援施設に保育所の設備に準ずる設備を設ける場合は、第5章(第43条第2項を除く。)の規定を準用する。この場合において、保育士の員数は、規則で定める基準によらなければならない。

(関係機関等との連携)

第40条 母子生活支援施設の長は、入所している母子の保護及び生活支援に当たっては、常に福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所その他の関係機関等と連携を図らなければならない。

第5章 保育所

(設備の基準)

第41条 保育所(乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所に限る。)は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室は、保育に必要な用具を備えること。
- (3) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

2 保育所（満2歳以上の幼児を入所させる保育所に限る。）は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。第3号において同じ。）、医務室、調理室及び便所を設けること。

(2) 保育室又は遊戯室は、保育に必要な用具を備えること。

(3) 満2歳以上の幼児1人につき、保育室又は遊戯室の面積にあつては1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積にあつては3.3平方メートル以上とすること。

3 保育所は、乳児室若しくはほふく室又は保育室若しくは遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階以上に設ける場合は、規則で定める基準を満たさなければならない。

（保育所の設備の基準の特例）

第42条 第13条第1項の規定にかかわらず、規則で定める基準を満たす保育所は、当該保育所に入所している満3歳以上の幼児に対する食事を当該保育所外で調理し、搬入する方法により提供することができる。ただし、当該保育所で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（職員）

第43条 保育所は、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

（保育時間等）

第44条 保育所における保育時間は、原則として1日につき8時間とし、入所している乳幼児の保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し、保育所の長がこれを定める。

2 保育所における開所時間は、規則で定める基準によるものとする。

（保育の内容）

第45条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うこととし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うものとする。

（保護者との連絡等）

第46条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとるとと

もに、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(自己評価)

第47条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(第三者評価)

第48条 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第6章 児童厚生施設

(設備の基準)

第49条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 屋外の児童厚生施設は、広場、遊具及び便所を設けること。
- (2) 屋内の児童厚生施設は、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

(職員)

第50条 児童厚生施設は、児童の遊びを指導する者を置かななければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (5) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、規則で定める基準を満たすもの

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第51条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、地域における健全育成活動の推進を図るよう行うものとする。

(保護者との連絡)

第52条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動について、当該児童の保護者に連絡しなければならない。

第7章 児童養護施設

(設備の基準)

第53条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童30人以上を入所させる児童養護施設には、前号の設備に加えて、医務室及び静養室を設けること。
- (3) 入所している児童の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（第62条において「職業指導に必要な設備」という。）を設けること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第54条 児童養護施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては第7号の調理員を置かないことができる。

- (1) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）
- (2) 嘱託医
- (3) 保育士
- (4) 個別対応職員
- (5) 家庭支援専門相談員
- (6) 栄養士
- (7) 調理員
- (8) 看護師（乳児が入所している施設に限る。）

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 児童養護施設は、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理

療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。この場合において、心理療法担当職員の資格については、第26条第5項の規定を準用する。

4 児童養護施設は、実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員を置かなければならない。

5 児童指導員、保育士及び看護師の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(児童養護施設の長の資格等)

第55条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者

(4) 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの

2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。

(児童指導員の資格)

第56条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) 大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を卒業した者

(5) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院（同法第97条に規定する大学院をいう。以下この条及び第81条において同じ。）への入学を認められた者

- (6) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を卒業した者
- (8) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、区長が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者で、区長が適当と認めたもの

(養護)

第57条 児童養護施設における養護は、児童の安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長と自立の支援を目的として行わなければならない。

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

第58条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるよう行わなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、児童が適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供その他の支援により行わなければならない。

3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業の選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び実習、講習その他の支援により行わなければならない。

4 児童養護施設における家庭環境の調整に当たっては、入所している児童の家庭の

状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

(自立支援計画の策定及び業務の質の評価等)

第59条 児童養護施設における自立支援計画の策定及び業務の質の評価等については、第30条及び第31条の規定を準用する。この場合において、第30条中「第28条」とあるのは「第57条」と、「乳幼児」とあるのは「児童」と、第31条中「第37条」とあるのは「第41条」と読み替えるものとする。

(児童と起居を共にする職員)

第60条 児童養護施設の長は、児童指導員又は保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関等との連携)

第61条 児童養護施設の長は、入所している児童の指導及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関等と連携を図らなくてはならない。

第8章 福祉型障害児入所施設

(設備の基準)

第62条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童30人未満を入所させる施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童30人未満を入所させる施設であつて主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。
- (2) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。
- (3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。
 - ア 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備
 - イ 浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
- (4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。
- (5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の

設備を設けること。

ア 訓練室及び屋外訓練場

イ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

(6) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、その階段の傾斜を緩やかにすること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第63条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。

(1) 嘱託医

(2) 児童指導員

(3) 保育士

(4) 栄養士

(5) 調理員

(6) 児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）

2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設は、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第74条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては同項第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第2項の規定を準用する。

5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とす

る精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

6 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。

7 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては同項第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。

9 福祉型障害児入所施設は、心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上に心理指導を行う場合にあっては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を置かなければならない。

10 心理指導担当職員の資格については、第26条第5項の規定を準用する。

11 児童指導員、保育士及び看護職員の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(生活指導、学習指導及び職業指導)

第64条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該福祉型障害児入所施設を退所した後、可能な限り社会に適応できるよう行わなければならない。

2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第58条第2項の規定を準用する。

3 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう行わなければならない。

4 前項の規定によるもののほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第58条第3項の規定を準用する。

(入所支援計画の作成)

第65条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、当該計画に基づき当該児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、当該障害児入所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより当該児童に対して

適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第66条 福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）については、第60条の規定を準用する。

(保護者との連絡等)

第67条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に当該児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、当該児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第68条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験に及んではならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第69条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第14条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療が可能な者については、可能な限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第14条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所の継続の必要性について考慮しなければならない。

第9章 医療型障害児入所施設

(設備の基準)

第70条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 病院として必要な設備並びに訓練室及び浴室を設けること。
- (2) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。
- (3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業の指導に必要な設備、義肢装具を製作す

る設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。

- (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、その階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第71条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 病院として必要な職員
- (2) 児童指導員
- (3) 保育士
- (4) 児童発達支援管理責任者

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設は、前項各号に掲げる職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。

3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。

4 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設は、第1項各号に掲げる職員及び理学療法士又は作業療法士並びに心理指導を担当する職員を置かなければならない。

5 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

6 児童指導員及び保育士の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(準用)

第72条 第60条、第64条及び第67条の規定は、医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。）について準用する。

2 第65条の規定は、医療型障害児入所施設について準用する。

3 第68条の規定は、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設について準用する。

4 第69条第2項の規定は、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設について準用する。

第10章 福祉型児童発達支援センター

(設備の基準)

第73条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
- (2) 主として知的障害のある児童を通所させる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。
- (3) 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。
- (4) 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第74条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。）は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通所させる施設にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医
- (2) 児童指導員
- (3) 保育士
- (4) 栄養士

- (5) 調理員
- (6) 児童発達支援管理責任者
- (7) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。

第7項において同じ。）（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）

- 2 主として知的障害のある児童を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターは、第1項各号に掲げる職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通所させる施設にあっては同項第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。
- 4 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 5 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターは、第1項各号に掲げる職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通所させる施設にあっては同項第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。
- 6 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 7 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員、言語聴覚士及び看護職員の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(保護者等との連絡)

第75条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に当該児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、当該児童の生活指導につき、協力を求めなければならない。

(準用)

第76条 第64条第1項及び第65条の規定は、福祉型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、第65条中「障害児入所支援」とあるのは、「

障害児通所支援」と読み替えるものとする。

2 第68条の規定は、主として知的障害のある児童を通所させる福祉型児童発達支援センターについて準用する。

3 第69条第1項の規定は、主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、同項中「盲ろうあ」とあるのは、「難聴」と読み替えるものとする。

第11章 医療型児童発達支援センター

(設備の基準)

第77条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 診療所として必要な設備並びに指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。
- (2) 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第78条 医療型児童発達支援センターは、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 診療所として必要な職員
- (2) 児童指導員
- (3) 保育士
- (4) 看護師
- (5) 理学療法士又は作業療法士
- (6) 児童発達支援管理責任者

(準用)

第79条 第64条第1項、第65条、第69条第2項及び第75条の規定は、医療型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、第65条中「障害児入所支援」とあるのは、「障害児通所支援」と読み替えるものとする。

第12章 児童心理治療施設

(設備の基準)

第80条 児童心理治療施設は、児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けるとともに、規則で定める設備に係る基準を満たさなければならない。

(職員)

第81条 児童心理治療施設は、次に掲げる職員を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第9号の調理員を置かないことができる。

- (1) 医師
- (2) 心理療法担当職員
- (3) 児童指導員
- (4) 保育士
- (5) 看護師
- (6) 個別対応職員
- (7) 家庭支援専門相談員
- (8) 栄養士
- (9) 調理員

2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 心理療法担当職員は、大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を卒業した者又は心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団に対する心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5 心理療法担当職員、児童指導員及び保育士の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(児童心理治療施設の長の資格等)

第82条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）

- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 児童心理治療施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの

2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第83条 児童心理治療施設における心理療法及び生活指導は、児童が社会に適應できるようにその能力の回復を図り、当該児童が、当該児童心理治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 児童心理治療施設における家庭環境の調整に当たっては、入所している児童の保護者に当該児童の状態及び能力を説明するとともに、当該児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

(自立支援計画の策定及び業務の質の評価等)

第84条 児童心理治療施設における自立支援計画の策定及び業務の質の評価等については、第30条及び第31条の規定を準用する。この場合において、第30条中「第28条」とあるのは「第83条第1項」と、「乳幼児」とあるのは「児童」と、第31条中「第37条」とあるのは「第43条の2」と読み替えるものとする。

(児童と起居をともにする職員)

第85条 児童心理治療施設における児童と起居をともにする職員については、第60条の規定を準用する。

(関係機関等との連携)

第86条 児童心理治療施設の長は、入所している児童の指導及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、区市町村保健センターその他の関係機関等と連携を図らなくてはならない。

第13章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第87条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備の基準については、学校教育法

第3条の規定による小学校、中学校又は特別支援学校の設置基準における設備に係る規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合は、この限りでない。

2 前項に規定する学科指導に関する設備以外の設備については、第53条第1号から第3号までの規定を準用するほか、規則で定める基準を満たさなければならない。
(職員)

第88条 児童自立支援施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては第7号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては第8号の調理員を置かないことができる。

(1) 児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）

(3) 嘱託医

(4) 医師又は嘱託医（精神科の診療に相当の経験を有する者に限る。）

(5) 個別対応職員

(6) 家庭支援専門相談員

(7) 栄養士

(8) 調理員

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 児童自立支援施設は、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。この場合において、心理療法担当職員の資格については、第26条第5項の規定を準用する。

4 児童自立支援施設は、実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員を置かなければならない。

5 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(児童自立支援施設の長の資格)

第89条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働

省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下この項において「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師（精神保健に関して学識経験を有する者に限る。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5年以上（養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者にあつては、3年以上）従事した者
- (4) 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める基準を満たすもの

2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。

（児童自立支援専門員の資格）

第90条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 医師（精神保健に関して学識経験を有する者に限る。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (4) 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの
- (5) 前各号に掲げる者のほか、規則で定める基準を満たすもの

（児童生活支援員の資格）

第91条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 3年以上児童自立支援事業に従事した者

(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)

第92条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、入所している児童がその適性、能力等に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営むことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 児童自立支援施設における学科指導については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に規定する学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合は、この限りでない。

3 児童自立支援施設における生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第58条（第2項を除く。）の規定を準用する。

(自立支援計画の策定及び業務の質の評価等)

第93条 児童自立支援施設における自立支援計画の策定及び業務の質の評価等については、第30条及び第31条の規定を準用する。この場合において、第30条中「第28条」とあるのは「第92条第1項」と、「乳幼児」とあるのは「児童」と、第31条中「第37条」とあるのは「第44条」と読み替えるものとする。

(児童と起居を共にする職員)

第94条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員又は児童生活支援員のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関等との連携)

第95条 児童自立支援施設の長と関係機関等との連携については、第61条の規定を準用する。

(心理学的及び精神医学的診査等)

第96条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、心理学的及び精神医学的な観点からの診査並びに教育評価（学科指導を行う場合に限り。）を行わなければならない。

第14章 児童家庭支援センター

(設備の基準)

第97条 児童家庭支援センターは、相談室を設けなければならない。

(職員)

第98条 児童家庭支援センターは、法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

を、法第44条の2第1項に規定する業務（次条において「支援業務」という。）を担当する職員として置かなければならない。

（支援を行うに当たって遵守すべき事項）

第99条 児童家庭支援センターは、児童、保護者等の意向の把握に努めなければならない。

2 児童家庭支援センターは、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、区市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、支援業務を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターは、附置されている施設等との緊密な連携を図るとともに、その支援業務を円滑に行うことができるよう必要な措置を講じなければならない。

第15章 雑則

（委任）

第100条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）附則第4条の規定による厚生労働大臣が指定する地域における第41条第1項第3号の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同号中「あること。」とあるのは、「あること。ただし、年度の途中に乳児又は満2歳に満たない幼児の年齢別定員の合計を超えて入所させる場合は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき2.5平方メートル以上とすることができる。」と読み替えるものとする。

3 第36条第5号、第50条第2項第4号及び第56条第8号に規定する高等学校は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）第1条の規定による中等学校を含み、第26条第5項（第34条第2項、第54条第3項において準用する場合を含む。）、

第56条第4号及び第5号並びに第81条第3項に規定する大学は旧大学令（大正7年勅令第388号）第1条の規定による大学を含むものとする。

4 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）による改正前の児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第81条から第83条までに規定する児童の教護事業に従事した期間は、第89条から第91条までに規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。

5 第89条から第91条までの規定にかかわらず、平成19年4月1日前から児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第29号）による改正前の児童福祉施設最低基準第81条から第83条までに規定する児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員である者については、第89条から第91条までに規定する児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員とみなす。

6 平成23年6月17日前から存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設（同日において建築中のものを含み、同日後に全面的に改築されたものを除く。）における第25条第1号若しくは第2号、第33条第1号又は第53条第1号（第87条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第25条第1号中「ほふく室、相談室」とあるのは「ほふく室」と、同条第2号中「室及び相談室」とあるのは「室」と、第33条第1号中「相談室及び集会、学習等を行う室を設けること」とあるのは「集会、学習等を行う室、調理場、浴室及び便所を設けること。ただし、付近に公衆浴場等があるときは、浴室を設けないことができる」と、第53条第1号中「居室、相談室」とあるのは「居室」と読み替えるものとする。

7 平成23年6月17日前から乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設（以下この項において「乳児院等」という。）に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、第26条第3項、第54条第2項、第81条第4項又は第88条第2項の規定にかかわらず、当該乳児院等における家庭支援専門相談員となることができる。

8 平成23年9月1日前から乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設の長である者については、第27条第1項、第35条第1項、第55条第1項又は第82条第1項の規定にかかわらず、当該施設の長である者とみ

なす。